

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

(変更)

		資料番号	9	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	大気汚染防止法	根拠条項	14-1	不利益処分の種類	ばい煙発生施設設置に係る構造等の改善命令等
大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）					
(排出基準)					
第三条 排出基準は、ばい煙発生施設において発生するばい煙について、環境省令で定める。					
(改善命令等)					
第十四条 都道府県知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。					
大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年六月二十二日号外厚生省、通商産業省令第一号）					
(いおう酸化物の排出基準)					
第三条 法第三条第一項の規定によるいおう酸化物の排出基準は、次の式により算出したいおう酸化物の量とする。					
$q = K \times 10^{-3} H e^2$					
〔この式において、q、K及びHeは、それぞれ次の値を表わすものとする。					
q いおう酸化物の量（単位温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）					
K 法第三条第二項第一号の政令で定める地域ごとに別表第一の下欄に掲げる値					
He 次項に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位メートル）〕					
(ばいじんの排出基準)					
第四条 法第三条第一項の規定によるばいじんの排出基準は、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、別表第二の第二欄に掲げる施設の種類及び同表の第三欄に掲げる規模ごとに同表の第四欄に掲げるばいじんの量とする。					
(有害物質の排出基準)					
第五条 法第三条第一項の規定による有害物質（特定有害物質を除く。）の排出基準は、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、次の各号に掲げる有害物質の種類ごとにそれぞれ当該各号に掲げるとおりとする。					
一 令第一条第一号から第四号までに掲げる有害物質別表第三の第二欄に掲げる有害物質の種類及び同表の第三欄に掲げる施設の種類ごとに同表の第四欄に掲げる有害物質の量					
二 窒素酸化物別表第三の二の第二欄に掲げる施設（熱源として電気を使用するものを除く。）の種類及び同表の第三欄に掲げる規模ごとに同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量					